議　　第　　２７　　号

平成３１年 ４ 月２５日提出

熊本市教科用図書選定委員会規則の一部改正について

熊本市教科用図書選定委員会規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長　遠　藤　洋　路

熊本市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則

熊本市教科用図書選定委員会規則（平成２６年教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１５人以内」を「１５人程度」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

教科用図書選定委員会の組織の見直しを行うため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和２７年教育委員会規則第６号）第１条第８号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則　新旧対照表　　（下線部は改正部分）

○熊本市教科用図書選定委員会規則（平成２６年教育委員会規則第５号）

改正後（案）	現行
（組織） 第３条　選定委員会は、委員１５人程度をもって組織する。 ２　（略）	（組織） 第３条　選定委員会は、委員１５人以内をもって組織する。 ２　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本市教科用図書選定委員会規則〔教育委員会指導課〕

平成 26 年 4 月 15 日
教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条　この規則は、熊本市附属機関設置条例(平成 19 年条例第 2 号)第 3 条の規定に基づき、熊本市教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条　選定委員会は、熊本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　熊本市立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)において使用する教科用図書の選定に関する事項

(2)　前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条　選定委員会は、委員 15 人程度をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　学校の校長

(3)　児童生徒の保護者

(4)　教育委員会事務局職員

(5)　その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条　委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条　選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2　委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条　選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2　会議は、委員長が議長となる。

3　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(教科書研究員)

第 7 条　選定委員会に、教科書研究員及び研究記録員を置く。

2　教科書研究員は、教科用図書に関する専門的な事項を調査研究し、その結果を選定委員会に報告する。

3　研究記録員は、前項の調査研究に関する記録を作成し、その内容を選定委員会に報告する。

4　教科書研究員は、学校の校長及び教員のうちから、教育委員会が任命する。

5　研究記録員は、教育委員会事務局及び教育機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

(事務局)

第 8 条　選定委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導課において処理する。

(委任)

第 9 条　この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附　則

(施行期日)

この規則は、平成 26 年 4 月 10 日から施行する。